

令和4年度(2022年度)第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和4年(2022年)10月11日(火)10時00分

場所 つくば市役所 2階 職員研修室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 条例案の変更箇所について
- 4 条例案に係る答申審議
- 5 今後の予定
- 6 閉会

【配布資料】

資料1 つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)

資料2 答申案

資料3 令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会会議録

資料4 条例制定スケジュール

資料5 条例案変更箇所に係る説明資料

参考資料A【国からの事務連絡】改正個人情報保護法の施行に向けた情報提供

参考資料B(附則第2項関係)つくば市情報公開条例新旧対照表

前回からの変更箇所赤字

資料 1 (当日差替版)

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第 3 条 法第89条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者並びに財産区は、開示請求者が保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。

（開示決定等の期限）

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、**実施機関**は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、**実施機関**は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、**実施機関**は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、**実施機関**は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、**実施機関**は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、**実施機関**は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 **実施機関**は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規

定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数料は、法第114条第2項（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知する手数料の納付方法により、同項の規定により通知する手数料の納付期限までに納付しなければならない。

（審査会への諮問）

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 法第114条第1項に規定する審査をする場合

(4) 前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(つくば市情報公開条例の一部改正)

- 2 つくば市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第5条第6号を同条第7号とし、同条第2号から同条第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第13条第2項第1号中「同条第2号ただし書」を「同条第3号ただし書」に改める。

(つくば市個人情報保護条例の廃止)

- 3 つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のつくば市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事していた者
- 5 附則第3項の規定の施行の前日に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第3項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第3項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第4項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第3項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前2項の規定は、つくば市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 情審第 号

令和 4 年 (2022 年) 10 月 日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会
会長 横田由美子

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(答申)

令和 4 年 7 月 14 日付け 4 総第 259 号で諮問のあった標題の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」の内容は、適当であると認める。

2 諮問に対する審査会の判断

(1) 以下、「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」の内容について、令和 4 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審査会において提示された諮問の要点に沿って検討を行った。

ア 条例要配慮個人情報を規定しないことについて

改正後の個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「改正法」という。)第 60 条第 5 項において、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

として地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報として「条例要配慮個人情報」が定義されており、地方公共団体が必要に応じて定めることが可能となっている。

つくば市における「条例要配慮個人情報」を定める必要性について検討するに、改正法第2条第3項で、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が要配慮個人情報として定義されているため、新法制下ではつくば市においてもこれらの情報は要配慮個人情報として取り扱われるところ、これら以外に独自で要配慮個人情報を定めるべきという程度に特に配慮すべき事実の発生はつくば市において見受けられない。

よって、条例要配慮個人情報を規定しないことは、適当である。

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

改正法第111条において、地方公共団体を含む行政機関の長等は毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）の提案を募集するものとされている。ただし、募集を義務付けられるのは、当分の間、都道府県及び政令指定都市に限られており、つくば市については任意である。また、改正法第119条第3項により匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより、条例で定める額の手数を納めなければならない旨が規定されている。

一方、先日つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けた「つくばスーパーサイエンスシティ構想」においては、「行政ビッグデータの活用」として匿名加工情報の活用が位置付けられている。今後、この構想を進める上で匿名加工情報の提案募集を行うことが予想されるため、あらかじめ匿名加工情報の利用に係る手数料についての規定をおくことは、適当である。

なお、手数料の額については、改正個人情報保護法第119条第3項において「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額」とされており、地方公共団体に特別の事情がある場合には標準額と異なる手数料

を定めることも可能であると考えるが、つくば市において特別といえる程度の事情は認められないため、国が政令で定める額と同額とするのも差し支えない。

ウ 審査会への諮問について

改正法第 129 条において、地方公共団体の機関は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問することが可能となっている。また、この合議制の機関については、審査請求の審査を行う審査会がその役割を担うことも想定されていることから、つくば市では、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に当該役割を持たせることとし、施行条例第 11 条において、審査会への諮問規定を置くことは差し支えない。

また、イにおける匿名加工情報の提案の審査に関し、審査会に諮問できる事項として「法第 114 条第 1 項に規定する審査をする場合」を規定することは、匿名加工情報といえども、いかなる技術・方法を用いても絶対に特定の個人が識別されたり、加工元の保有個人情報が復元されたりすることがないことまで保証されているわけでないことに鑑みると、個人情報保護に関する専門的知見に基づく意見が必要になる場合もあると考えられるため、適当である。ただし、当該諮問については、当審査会における議論がより効果的なものとなるよう、十分に論点を明確化した上で、個人情報保護に関する専門的知見に基づく意見が必要な事項のみに絞って行うべきである。

したがって、提案の審査における基準については改正法第 114 条第 1 項各号に定められているが、諮問が必要な場合にそれらの基準のうちどの項目が諮問事項となり得るのかということ、明確に内部基準等で定めておくことを求める。

(2) 上記以外の内容についても、適当であると認める。

よって、結論記載のとおり答申する。

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和4年7月22日（金）13時30分から15時30分まで		
開催場所	つくば市役所 2階 203会議室		
事務局（担当課）	総務部総務課		
出席者	委員	磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員、横田委員	
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事	
	その他	(つくば市個人情報保護法施行条例の全般担当) 総務課：飯島係長	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等		
会議次第	1 開会 2 座長の選出 3 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等 4 今後の予定 5 閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日進行を務めます総務課長の沼尻です。よろしくお願いいたします。

続いて、次第の2「座長の選出」及び3「つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査等」に移らせていただきます。

今回の審査会では、「個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規制定する必要性が生じたこと」に伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、前回審査会に引き続いて、調査審議をお願いするものでございます。

次第にしたがって進めまして、15時30分の終了を予定しております。限られたお時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行は横田会長にお願いいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクを御用意しております。当市では、このマイクを通った音声をもとにAIが議事録を作成するシステムを導入していますので、御発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

まず始めにつくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることとなっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では本審議会の座長を務めさせていただきます。

本日の委員の出席数は6名であります。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。また本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め公開として進めて参ります。

3 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査

それでは審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審議会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。まず、この後総務課公文書管理係から、当市の条例改正について前回審査会の内容を踏まえた説明を資料3の諮問の要点ごとに、一つずつ行います。その説明内容を踏まえまして、施行条例案について諮問の要点ごとに御審議いただき、どういった内容を審査会からの答申に盛り込むか、ということを決定していただければと思います。なお、答申に盛り込む要素としましては、少なくとも資料3において諮問の要点として挙げられている1から3の3点については盛り込むべきと考えますので、この3点については、必ず審査会としての意見をまとめていただきますようお願いいたします。資料3の4にありますように、1から3以外のことについても、答申に

盛り込むことは可能ですので、積極的に御意見をいただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上です。

○座長

要するに資料3の1、2、3を要点として挙げ、その他にもし答申の内容として入れるべきだということがあれば、それも入れて、ということで答申の準備をするというそういう会と認識していただければいいのかなと思います。続いて、総務課公文書管理係から個人情報保護法施行条例について、諮問の要点及び前回の審査会において質問等があった部分の説明を、資料3の諮問の要点ごとに説明をお願いいたします。

○総務課

説明の前に、お配りしている資料の確認をさせていただければと思います。まず資料1として、つくば市個人情報保護法施行条例の制定についての諮問書がございます。また資料2として、つくば市個人情報保護法施行条例の案、資料3として、つくば市個人情報保護法施行条例案諮問の要点、資料4としては、前回いただいた質問に対する回答が記載されている資料がございます。資料5として、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表、また、参考資料のAとして、前回開催された審査会の会議録、参考資料Bとして、つくばスーパーサイエンスシティ構想、参考資料Cとして、個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ、参考資料Dとして、個人情報ファイル簿が、事前にお配りされてるかと思えます。また、本日机上にて配付させていただいた資料として、資料6つくば市個人情報保護法施行条例案の諮問について、前面に映されている、スライド等を印刷したものになります。また資料7として、他自治体への調査結果、また、それ以外に本日お配りしているものとして、第1回審査会で配布した条例案との変更箇所が、赤書きで示されたものがございます。この前回との変更箇所については、今簡単に説明させていただければと思います。前回と変更が生じている箇所ですが、施行条例案第10条の行政機関等

匿名加工情報の利用に係る手数料第3項の部分になります。今回は第2項までの規定しかございませんでしたが、この根拠法令となっているところに、手数料を条例で定めるところにより納めなければならないとされており、その定めるところという部分が、納付方法であるとか納付期限についても定めるべきであるという、法令審査の中でそのような意見が出たため、追加させていただいております。また、第11条審査会への諮問の第3号の部分、法第114条第1項に規定する審査をする場合という文言が追加されております。これにつきましては、前回御質問がありました、匿名加工情報の提案があった場合、その事業審査、こちらを審査会への諮問事項として定めるために、規定させていただいております。こちらに関しましては、今後の諮問要点のところ、さらに詳細に説明させていただきます。一番最後のところになりますが、附則の第8項この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による、という文言となります。こちらに関しましては、改正法の方に、ほぼ同じ内容の附則があるのを参考にしたものでございまして、現在の個人情報保護条例におきまして、例えばその実施機関の職員がその職権を乱用して、職務以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万以下の罰金に処するといったような規定がございしますが、条例の廃止前にした行為が、例えば施行条例の施行後に判明した場合などは、その罰則規定は、従前の例によるという、そういった趣旨の条文となっております。前面のスライドで説明させていただきます。まず、諮問の要点について説明させていただきたいと思います。お配りした資料3にも記載されておりますが、今回の諮問につきましては、要点を大きく分けて4つに絞らせていただきました。画面にありますように、1 条例要配慮個人情報規定しないことについて、2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、3 審査会への諮問につ

いて、4 その他という形になっております。また、説明の中で前回審査会でいただいた御質問等に関しても併せて回答させていただければと思います。ではまず、条例要配慮個人情報について説明させていただきます。この条例要配慮個人情報についてですが、今回の改正個人情報保護法の第60条第5項に規定されている条文を読ませていただきますと、「この章において条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く）のうち、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」とあります。特に配慮を要するものの例としては、例えば、一定の地域の出身である事実とか、生活保護の受給といった情報が想定されております。この審議の前提として御説明をさせていただきたい事項として、条例要配慮個人情報とは別に、改正法第2条第3項に要配慮個人情報というものが規定されております。こちらは自治体の条例にかかわらず、全国共通のルールとして規定されているものでして、今回の諮問事項である、条例要配慮個人情報とは別の規定となっております。この条文の中身ですが、「この法律において要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いを特に配慮を要するものとして、政令で定める技術等が含まれる個人情報をいう。」となっております。この政令で定める記述等については、例えば身体障害等、心身の機能の障害がある事実ですとか、健康診断の結果等が例示されております。この要配慮個人情報につきましては、個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を取得する場合、原則的に本人の同意を必要とする。また、行政機関等が作成する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる場合、そういった情報が含まれている旨を記載する義務が生じる。要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会の報告義務が生

じるといった規定がございます。続きまして前回の説明で御質問いただいた点について、説明させていただければと思います。お配りした資料4とも内容が重複しておりますが、まず、これまでのつくば市における個人情報保護条例の運用の中で、特別に保護されてきた方がいないかと、そういった対象がいなかったかというところですが、まず現在のつくば市個人情報保護条例は、国の法律である旧行政機関個人情報保護法というものを参考に制定されておりました。その運用解釈も、国の規定に準じたものとなっております。こうした中で、市としてはその法令や条例の原則に基づいた運用を心掛けてきたところですので、条文に規定のないような、例外的な保護措置を行ってきたというような事例は、特に確認できませんでした。また、つくば市には、外国人の方が多いという特徴がありまして、令和4年7月1日現在で1万1,214人となっております。そういった方々への配慮を検討することが必要ではないかと、御指摘をいただきました。その中で、御紹介いただきました、静岡県浜松市、東京都渋谷区に確認しましたところ、両自治体とも、特段条例要配慮個人情報を規定する予定はないという回答でした。その回答の中で、印象に残っておりますのが、東京都渋谷区の回答でして、平成24年度までは、全国に外国人登録制度というものがございますが、現在廃止されており外国の方が多くいるのが、当然となっている現状の中で、あえて条例要配慮情報という特別な規定を設ける必要は既に無くなっていると考えているので、あえて規定をしないといった回答がございました。また、こちらは資料7の抜粋になっておりますが、つくば市として個人情報保護条例の改廃に向けて、各自治体へ問合せをいたしまして、具体的には茨城県内の5市と、関東地方にある中核市と呼ばれる人口20万人以上の自治体の中から、指定をされている都市及びその候補市、16市の計21市に対して、調査をいたしました。その中で、条例要配慮個人情報を規定する予定があるかどうかを確認しましたところ、現時点では、定める予定があると回答した市はございませんでした。この背景として考えられるのが、自治体で条例要

配慮個人情報を選定したとしても、それによって講じることができる措置が、国の法令で規定されておりまして、それ以上のことはできないということが影響しているのではないかと考えられます。条例要配慮個人情報を規定することによって可能なのが、地方公共団体が作成する個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報漏えい等の事案が発生した場合、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するといった規定でありまして、こういった法に基づく規律を超えて、地方公共団体が、独自のルールを定めることはできないということが影響しているのではないかと考えられます。以上を踏まえましてつくば市といたしましては、最初に御説明した、まず国が定める要配慮個人情報という全国共通の規定によって、ある程度の保護措置が図られていること、また、外国人の方が多いという条件がありますが、それを考慮した上でも現時点では、条例要配慮個人情報を定めなくてはならない地域特性は、特に認められないので、こちらについては規定しないということとさせていただきたいと考えております。参考資料のCに、国の個人情報保護委員会が作成した個人情報保護法の施行にかかる、関係条例の条文イメージがございまして、条例要配慮個人情報を定める場合は、この第3条のように規定するといった例が例示されております。必ず定めなくてはならないというところではなくて、必要に応じて自治体の判断で定めてもらえればという規定になっております。つくば市としては、この規定は設けないというところと考えております。この点に関して、まず御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○座長

要点1について、条例要配慮個人情報については規定しないということです。今説明があったと思いますがそのことについて、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

○中田委員

条例要配慮個人情報については定めないとお考えだということですが、それについては特段、他の自治体とも比較しても定めているところはありませんし、つくば市が定めないとするのは、方法としてはあるのかなとは思っておりますが、先日スーパーサイエンスシティ構想について、課の方をお呼びして話を聞いたことがあったのですが、つくば市の取組としていろいろ実施していると思います。例えば移動スーパー、ドローンで買い物するとか、お体が弱い方のところでも、わざわざ来なくても全部物が運ばれるとか、あとはロボットの関係でも、いろいろ実験的なことを行っていると思いますが、現時点のこれまでの条例の事例というか内容を見て、特に問題がなかったということで、今回この規定を定めないとということについては分かりますが、今後つくば市が他の市と比べて率先していろいろなことを行っていく中で、ある程度いろいろな情報を集めることになってくるのかなと思っております。そういう時が来た場合には、やはり、中身を変えていかないといけないとか、そのような議論というのがあったのでしょうか。

○座長

どうでしょうか。

○総務課

こちらに関しましては、まずスーパーシティ関連で、これから様々な事業を展開していくのは、スマートシティ戦略課が主導しております。この個人情報の施行条例とは別に、スマートシティ戦略課で、そのような場合における倫理規定とか、PIA と呼ばれる個人情報保護評価といった特定の事業に対して個人情報を使用する場合の特定の基準を今、定めているところです。そちらが若干、今回の個人情報の施行条例とは、別にはなってしまうのですが、そういった規定は現在作成中であると伺っております。

○座長

先ほどの質問は今後これが変わってくるということですか。

○中田委員

つくば市が今後多分変革というか、変わっていくことが多いと思います。その時に何ていうか、その都度変えていくような話ではないでしょうか、今のうちにもし何か考えて議論が深まるのであれば、他の市と並んで入れないという話ではなくて、入れるような方向での議論があったのかなと思って伺いました。他ので定めるということであれば、そうなのですが、そうするとそこで仕入れたその情報については多少そこでの配慮があって、施行条例とは少し違いますが、並行して保護されることになるということなのですかね。

○総務課

そのとおりです。

○中田委員

はい、分かりました。

○座長

確認ですが、法で十分保護できているということなのですかね。わざわざその施行条例で地方公共団体としての条例要配慮個人情報をわざわざ設けなくても、国の作った法の60条にてある程度、保護できるという理解でいいですか、その辺の説明をお願いします。

○総務課

そうです。国の規定で、人種、信条、社会的身分、病歴犯罪の経歴といった規定で、個人情報を取り扱う民間事業者が、こういった情報を取得しようとしたら原則として本人同意が必要となるといった規定があります。これに加えてつくば市として事項を規定しなくても、必要な保護措置はとられていると判断したということです。

○座長

今の中田委員の質問は、おおざっぱに言うと、今後つくば市は発展していく将来を見据えても、それで大丈夫ですかという、都度変えるわけにはいかない

から、そこを見据えた上での内容を盛り込まなくてもいいのでしょうかという、そういった疑問だったかと思います。

○総務課

はい。確かに今後スーパーシティ関連で、個人情報の取扱いが広がっていく中で、その取扱い上のルールというのは必要だとは思いますが、それは今回、条例要配慮情報を定めるといよりは少し細則的なといいますか、そういった現在、スマートシティ戦略課にて策定しているルール、そういったところを充実させていくことで、対応していきたいと考えています。

○川島委員

私も特に、このつくば市という地域であえて配慮する事項がなければ、別にいいと思うのですが要するに条例で横出し規定をすると、地方公共団体としては、本人同意なしにそれを取できないわけですね。この法律の規制領域としては、その規制がかかるのですね。だから、行政機関にその義務が掛かるという事ですか。

○総務課

説明が不足しておりまして、今回この個人情報取扱事業者というのは、民間事業者のことを指しておりまして、つくば市を始めとする地方公共団体は、こちらには含まれておりません。行政機関に該当するのは2番目3番目の義務規定だけになります。

○川島委員

そうすると、つくば市における条例要配慮個人情報があった場合には、つくば市の条例で規定されている場合は、つくば市における個人のその情報を取得しようとしたら本人同意が他の市とは違って必要になるということですね。

○総務課

少しここがまた複雑なところですが、この国で定めてる要配慮個人情報に関しては、本人同意が必要となる規定がありますが、条例要配慮個人情報を定め

たとしても、個人情報取扱事業者は、本人同意を必要とするという規定はないです。

○川島委員

そうすると実際に定めた場合に効いてくるのはこの2つ目と3つ目ということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

ということは、地方自治体がファイルを作る時に、その情報に条例要配慮個人情報が含まれてるというのは、どこかの欄にそれが含まれていると書くだけということですね。あまり市民生活に実態上、利益や不利益が発生するとは思えないので、なおかつ具体的な事実がなければ、あえて要らないと私も思います。ただ一つだけ説明の中でやっぱり他の自治体で規定していないのと規定する計画がないということは、それは確かに一つの大きな根拠なのですが、本当にそのつくば市の地域特性に鑑みて、特に配慮すべき事実があるかないかということが具体的な判断理由になるべきなので、周りが規定しないというのは補完的な理由であって、つくば市において特にそういう事実が発見されていないというのが、何も定めないということの基本根拠だと思いました。特に定めないことについては異論ございません。

○総務課

つくば市としては、特段の配慮すべき事項がなかったもので、規定しないということが一番の理由になってくると思います。

○川島委員

部落問題、被差別民問題のようなものが、つくば市特有の呼び名で何かあって、そういう呼称で差別されている地域の住民等がいた場合に、呼称をもってその地域の方々に、何かラベル付けしてあなたはその地域に住んでいますか、と

というようなことを聞くことがあった場合に、その情報を取得した場合に実は、その地域に住んでる人の情報だとか、そういうことを行政機関の中で識別しなくてはならないということが発生すると思いますが、そういう事実をつくば市だからといって特有の事実があるとも認識していないのでいいのかと思います。科学技術が発達した場合に、その科学技術が発展してスーパーシティに想定しているようないろいろな、個人の健康情報と他の情報を組み合わせるとか、電子投票するとか、災害の時の個人情報を得るとかっていうことがあったとして、それは、つくば市固有の問題というよりも、科学技術による変化を受けとめられる状況っていうのは、結構どの自治体でも発生する、つくば市だけに発生するものではなくて、つくば市が意欲的にそのことを実施するかどうかだと思いますが、その記録はどこにも発生するので、つくば市でそれを実施するということが見えてこない限り想定がし難いと私は思います。

○座長

行政側がしっかりと気を付けて、そういうことですよと、その条例要配慮個人情報と定めるということは、ファイルにそれを記録するか否かという問題ですか。

○総務課

そうですね。法令に明記されているのがその部分でして、あとは法令に書かれていません。効果と言っていいのか分からないですが、それを定めることで、それは注意をすることだという意識付けというのではないですが、そういった効果があるのかなと考えられます。

○座長

つくば市としては特にそういうものを定める必要はないのではないかということだそうです。他に、御意見とかありましたら。

○堀内委員

国で定めているこの個人情報保護法第2条第3項の要配慮個人情報の例とし

て挙がっているところに、本人の人種というのはありますが、国籍とあえて書かれていないのですが、先般のお話だとつくば市には様々な国籍の方がいらっしゃるといっていましたが、この国籍というのは、政令で定める記述というのに含まれているのでしょうか。現段階でどういう予定なのでしょう。

○総務課

国籍に関しましては、その政令で定める記述には含まれておりません。政令で定められているのが、身体障害、知的障害、精神障害があるという事実などです。

○川島委員

堀内委員がおっしゃったこと、私もやっぱり気になります。例えば、ロシアとか中国の人が、そういう国籍であるということがその人に対する差別意識を持った人に、人が非難を受けるおそれがあるので、以前、9.11事件が起こったときに、中東イスラム系の人みんな差別されたこととか。ただ、それがつくば市に特有で起こるのかどうかというと、つくば市だけがそれをあえて配慮すべきかどうかというのはあります。つくば市は、そういう差別のおそれに対して、他の自治体よりも非常に感度高く配慮するという意思決定を行うというのはあると思います。いろいろなところで発生はしますよね。

○堀内委員

今言われたようにウクライナとロシアがほとんど戦争状態になり、そして今後どういうことが起きるか分からないので、例えば、日本からして敵対する国と見なされるような国籍というのが、国全体として要配慮個人情報になる可能性もあるのかなと思います。でも、あえて人種とぼかしたのは、国・地域を全部含めてだったのか。

○川島委員

それはものすごく大きな議論を呼んで、入れる入れないの判断基準の議論が余りにも、合意を取り難いと思うのですよね。

外交上、多くの反応が及ぶことが想像できます。

○堀内委員

つくば市の条例で定めるべき要配慮個人情報ではないが、配慮することが必要になる可能性があるものかなと思います。

○座長

他に何かございますでしょうか。要点1についてはこのくらいにして、後で全体を通して何かありましたらまたお聞きしたいと思います。次に要点2について説明をお願いします。

○総務課

続きまして、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について説明させていただきます。地方公共団体における行政機関と匿名加工情報の手数料については、改正法の第119条第3項の条文を読ませさせていただきますが、「第115条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」とされており、前回の審査会におきまして、つくば市としてこの匿名加工情報についてはどういった姿勢で取り組むのかという御質問をいただいたかと思えます。その前提となる事情といたしまして、令和4年3月つくば市が内閣府に提出いたしました、つくばスーパーサイエンスシティ構想に基づいて、つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定を受けたという経緯がございます。その構想の概要版が、参考資料Bになっております。参考資料Bの12ページを御覧いただければと思うのですが、先端的行政サービスつくばトラスト4、行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを、行政ビッグデータの活用というところで、匿名加工情報の収集、連結加工、データ活用といったところが位置付けられております。スーパーサイエンスシティ構想を進めるに当たって、今後匿名加工情報の提案募集を行うことになる可能性が高いということ

になっております。こうした実情を踏まえまして、つくば市としましてはスーパーシティ構想の実現に向けて、つくば市全体で取り組んでいくべきと考えておりますので、今回の条例改廃を機に、匿名加工情報の提案募集に必要な規定を整備することといたしました。そうした背景を踏まえまして、提案募集を行う場合に、条例で定める必要がある事項がどういったものかということになりますが、この提案募集に係る規定は、提案の募集方法ですとか、提案の方法、提案の審査基準といった手続的なものは、ほぼ国の法令で規定されており、これは全国統一ルールとなりますので、特段条例で定める必要はございません。ただし、匿名加工情報の利用に係る手数料だけは必ず条例で定めることとされております。手数料を定めておかなかった場合、実際に提案募集を行うとした場合でも、募集ができないという事態になりますので、これは必ず定めることとなっております。なお、この匿名加工情報の手数料に関する規定を定めるかどうか、他自治体へ確認しましたところ、定めると答えたのが9%で、定めないと回答したところが67%、その他が24%で、定めないと回答したところが過半数となっております。これに関しましては、個人情報保護法の附則第7条におきまして、匿名加工情報の提案募集が義務付けられているのが、現時点では都道府県及び政令指定都市に限られておりまして、それ以外の多くの自治体にとって提案募集は任意であるためまだ提案募集をする予定はないので、定めないといいところになっている自治体が多いと思われまます。ただし、つくば市としましては、スーパーシティ構想の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えておりますので、この行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、第10条に規定することとしております。なお、手数料の額につきましては、地方公共団体に特別な事情がある場合は、標準となる額と異なる手数料を定めることも可能とはされておりますが、そういった事情がない場合は原則として、政令で定める額を標準とすることとされております。つくば市においては、標準額以外の額とする、特別な事情といったものは今のところ特段存在しない

と思っておりますので、政令で定める額と同額を規定しております。第10条の規定におきましては、国で定めています条文イメージとほぼ同じ内容となっておりますが、その中にて異なっておりますのが第3項、前回から新たに追加した部分でありまして、手数料の納付方法及び納付期限を定めたところです。違いはこの部分だけになっております。この行政機関匿名加工情報の手数料を定めるというところについて御審議のほどをいただければと思います。

○座長

それでは予定2の行政機関等匿名加工情報の利用に関わる手数料の説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

他自治体の紹介として匿名加工情報の利用に係る手数料を定めない自治体が多数とあるのですが、手数料を取らないということなののでしょうか。そうだとするとそれはどういう意図に基づいているのでしょうか、また特別な事情があれば別の手数料となるとあるが、特別な事情とはどういったことなののでしょうか、その2点お伺いいたします。

○総務課

まず他自治体が、この匿名加工情報の利用に係る手数料を定めないというところが多数となっている点についてですが、この匿名加工情報の提案を募集するという制度が、この法改正によって、全国の自治体は原則的に必ず提案募集をすると定められたのですが、都道府県及び政令指定都市といった大きな自治体以外は、当分の間、募集をしても良いし、しなくても良いという任意規定となっております。ですので、今のところ定めていない自治体は、今のところ提案募集を考えていないから匿名加工情報を提供することが想定されていないので、定めないというところです。仮に今、定めていない自治体でも今後、何らかの事業提案募集をするとなった場合は、手数料を定めるということになると思っておりますので、つくば市とは事情が異なっていて、この提案募集を今のと

ころ行わないから定めないが、仮に募集をすることになったら定めるという、そういった意味合いかと思われま。もう1点、この地方公共団体特別の事情がある場合ですが、こちらは特に国でも特段の例示がなくでどうい事情が特別な事情になるのかというのは、市でも把握してない状況でございます。ただ、この手数料に関しましては、自治体間を超えて、匿名加工情報のやりとりが発生する事も想定されるので、原則としては、政令で定める額と同じにしないというの、国の方針でして、どうしてもそれに合致しない事情がある場合は、特別な額でも良いとはされておりますが、つくば市として、そういった事情が特段見当たりませんでしたので今回は標準額と同じにするということにしたところでございます。

○川島委員

要するに国の定める標準額があつてそれと違う特別な事情がある場合にはそれと異なる手数料を定めることができることも可能という、その意味は、国の手数料算定根拠があつて、それと同じですかということですね。ということは何を確認しなくてはいけないかという、そもそもの国の政令の手数料算定根拠が、つくば市と同じであるかを確認する必要があるということだと思います。私は、その1件当たり何万円なんて定められるようなものではないと思つています。なぜなら提案の内容によつてもものすごく量が違つたり、多分算定の方式が定められているような気がします。その政令におけるその算定の標準的な考え方自体を確認する必要があるのかなと思ひ、そういう意味において、国の算定方法というものが、つくば市においても特に異なるないということをお願いをさせていただく必要があるのかなと思つたのですが、それについて何か情報がありますでしょうか。

○総務課

まず政令で、原則として規定されている額が21,000円プラス、匿名加工情報作成に要する時間1時間ごと3,950円と、もしその作成の委託をした場合はそ

の委託にかかった費用とされておりまして、この算定根拠ですが、まずこの1時間当たりの3,950円というのは、国の省庁の人件費単価1時間当たり3,885.6円物件費単価136.3円を用いた合計額3,991.9円を用いているとされておりまして。それからこの1件当たりその21,000円という数字ですが、こういった匿名加工情報を作成するに当たってどれくらいの時間を要されるかという積算を国でしたようでして、そういった連絡に要する時間ですとか、契約に要する時間などの時間を見積もって、それに人件費単価をかけると21,000円になるというようなところで、国で定めております。

○川島委員

それにあえて、つくば市の方が人件費が高いからとかですね、つくば市の方が1件当たり短く効率的にやるとかね、そういうことを言うつもりもないのいいのですが、国の定め方自体少しおかしいですよ。なぜなら人件費は変動するし、経済変動によって当然高いところもあるので、定額固定による手数料の定め方ってやっぱりおかしいですよ。つくば市はもう少ししっかりとした手続規定を設けるべきだと思います。国はおそらくその定め方は、今までの前例を踏襲してるだけです。本来は特に、市役所の中の人件費っていうのは、非常に正確に納税者に対しては明示すべき内容なので、あまり国の人件費そのままとつくば市の人件費と国の人件費は一緒ですって言うことに等しいので、それを言っているのかと厳密に考えると、少し疑問はなくはないのですが、別にそこがそんなに大きなことにはならないと思うので、ただそれだけです。別に異論ありません。

○座長

単純にそのまま政令でいいのかというそういう一つの疑問ですよ。その他に何かございますでしょうか。

○磯山委員

10条の(1)と(2)というのは、何が違って来るんですか。

○総務課

1号に関しましては、例えばその委託をしないで、職員が独自でその匿名加工情報を作った場合、それにかかった時間、掛ける人件費ということで算定しておりまして、2号に関しては、作成を外部委託した場合にかかった額。100万円かかったら100万円。これを利用者に負担していただくということです。1号に関しては職員の人件費で、2号が、外部委託の作成によって市が支出した金額ということになるかと思えます。

○磯山委員

一般的にはどちらが多いと想定される場所なんですか。

○総務課

かなり専門性が高い作業ですので、委託することになるだろうと考えられます。

○磯山委員

これはもうどちらにするかは市の方で決められる事なんですか。

○総務課

はい、そうです。

○磯山委員

これ納付の時期っていうのはどうなるのでしょうか。

○総務課

納付の時期については、まず事業者から提案があり、市でそれを審査して提案が通って、市と契約を締結する段階になったら事業者の方から、契約をお願いしますという書類が提出されます。事業者に対して審査が通りましたという通知と同時に、今想定されているのは、これだけ金額がかかりますという納付書をお送りさせていただいて、つくば市の場合ですとおおよそ20日以内に納付するということになっておりますので、審査が通ってから、おおよそ20日後とといった事になってくるかと思えます。

○磯山委員

不足するような場合っていうのはどうなりますか。どうしても思ったより費用がかかるとか、追納してもらおう感じになるのですか。

○総務課

その場合は、契約の変更ということになってきますので、仮に追加で費用が生じた場合は、そちらもさらに支払っていただく事になると思います。

○磯山委員

そもそもこれを請求する人っていうのは、契約することが前提のものになるのですかね。単に請求理由だけでも、別の契約があつて、これはこれということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

実はこれ実際にやったことがあるのですが、AED ありますよね、心肺停止どこで亡くなったとか、何分に救急車が到着したとか全部あるので、それで分析したときに実は消防本部にあるデータというのは、どこどこの交差点のあそこで誰々さんが何時に心臓発作で何時に救急車が到着して、亡くなったとかいう情報が全部書いてあります。その誰々さんという情報は私は全く必要なかったので、全部消した上でいただいたので、それがまさにその過去 10 年調べたものですから、何千人分もありました。その時にはこの法律とかまだ無かったので、何を行なったかという、大学とつくば市との間で、守秘義務契約を結んだ上で、私と学生がその場に行ってパソコンの手前で、みんなが監視されてる状況で、全部一つずつ消し、確認して、USB に保存していただきました。その時には、我々の人件費で、我々の分析を多分行ったので、手数料は発生してないですね。民間の企業で情報を使って何かビジネスをやりたいという人、医療の情報とか福祉の情報とか、いろいろな情報を得て自分で福祉サービスとかやりたいとい

う人はたくさんいると思います。そういう方の場合にはおそらく、こういうことが適用される可能性があって、この情報で個人情報を抜いたものが欲しいので、手数料しっかりと払いますと、提案をしたその人自身が委託を受けて実際に加工するのかもしれませんが、他のその専門の個人情報抜く事業所をお願いするかもしれないですが、どうなるのだろうと思ったのは、つくば市には大学がある中で、個人情報を分析していろいろな研究とかいろいろ社会貢献したいという人は結構います。手数料を払うとか、委託するとかっていうよりも、現実問題としては守秘義務契約結んで、学生と一緒にあって、そこで全部消すということが、しっかりと扱えるような、規定であって欲しいなと思うのですが、手数料なしでそういうことを行うということも、今の新しい法律、匿名加工情報の提案をしてくださいと言った場合、例えば筑波大学の研究室でこういう情報をいただければ分析して、何か社会貢献しますといった場合に、全て手数料が掛かってしまうのはおかしいかなと思います。別の規定にて守秘義務契約で、匿名加工できるとかすることはありえないのですかね。

○総務課

現在の条例下では、学術研究目的で個人情報を利用する場合、市と大学の間で覚書を交わして情報をやり取りしているということがあると思います。改正法の適用後に関しましても、同じ規定は残っておりまして、市の条例が以前から国の条文と内容がほぼ同じでしたので、特に改正後も規定が変わるということはないと思います。その条項に基づいて個人情報を提供するという事は、改正法の施行後も可能と考えます。

○座長

それでは一旦要点2についてはこれで終わりにして次に、要点3についての説明をお願いいたします。

○総務課

続きまして、審査会への諮問についてですが、改正法では129条に規定され

ておりまして、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されております。つくば市においては審議会といった名称の組織は今のところございませんが、現在の情報公開・個人情報保護審査会を、審議会その他の合議制の機関と位置付けることが可能かどうか、個人情報保護委員会の見解では審査請求の機関に、こちらの役割を持たせることが可能であるという見解が出ておりますので、当審査会に、その審議会等としての機能を持たせたいと考えております。施行条例案の11条に諮問することができる規定を、4つの諮問事項を規定しております。それと関連して、前回御質問いただいた事項なのですが、匿名加工情報の提案募集があった場合、その審査を、その審査会が行うことができるのかどうかという点について質問がありました。先行してその提案募集を行っている他の自治体では、どのように行っているかというところを少し確認させていただきました。千葉県市川市に確認したところ、現在のところ提案の審査は原則として市の職員が行っているが、判断が難しい場合には審査会に意見を求めることが可能な規定となっているということでした。また、そういった審査を、審査会へ諮問することができるのかどうかを、個人情報保護委員会へ確認しましたところ、審査会が審査基準への適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体の機関が適合性を判断するに当たり、条例で定めを置いて、審査会に意見を徴することは妨げられないとの回答でした。審査会の意見を踏まえて最終的な判断を誰が、行うかというところ、これはつくば市の場合ですと市長や、教育委員会といった、市の機関が行うこととなります。その参考として、審査会から意見を徴することができるということになります。それを踏まえましてつくば市としては、審査会への諮問可能事項として、第11条に4つの事項を規定しました。第1号として、この条例の規定を改正し、又

は廃止しようとする場合。第2号として、法第66条第1項の規定に基づく措置の基準を定めようとする場合。法第66条第1項の規定に基づく措置といいますのは、保有個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置のことを指します。また第3号といたしまして、法第114条第1項に規定する審査をする場合。こちらが、行政機関匿名加工情報の提案の審査となります。第4号として、前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合の4つとなっております。国で示されてる条文イメージ1号、2号、4号に記載されているこの3つだけでして、3号の規定はないのですが、つくば市といたしましては、この提案の審査をする上でやはり専門的見地からの意見が必要になるだろうというところと、そういった意見をいただいて慎重な審査を行う必要があるだろうということで、この規定を設けさせていただきました。この審査会への諮問の規定につきまして、審議いただければと思います。

○座長

それでは要点3の審査会への諮問について、質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

先ほどの匿名加工情報の契約を結ぶ審査をするときに、審査会に諮ることができるということで、この諮るタイミングですが、どのようにお考えでしょうか。契約締結をしたいという提案があったらその都度、審査会を開いて意見を聞くのか、それとも、とても判断に迷うものがあつたら審査会を開いて決めるのか。ただ、判断に迷う提案があつてから審査会の日取りを決めるのでは、契約を結びたい人を待たせてしまうことになるおそれもあるのかなと思いましたが、少しその辺のお考えをお聞かせください。

○総務課

必ず審査会の審査を通さなくてはならないという規定ではないので、やはり

提案があつて市の機関だけでは少し判断が困難な場合は、諮問させていただくということを考えております。確かに提案があつてから、審査の日程を決めるというところだと相当の時間は掛かってしまうという点についてはやはりその個人情報情報を慎重に扱うという観点から、そうした期間が掛かることは、先方にも了承していただいた上で、行っていきたいと考えております。

○川島委員

実際にこの法 114 条 1 項に規定する基準が 1 号から 7 号までありますが、これを読むといろいろと書いてあつて、例えば新たな産業の創出、又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する提案かなどがあります。諮問するかどうかは、全ての基準に適合するかどうかを全て丸投げということは多分ないと思います。案件によってどの基準について諮問する必要があるかどうかというのは判断していただいてからでないと、経済活性化のために何か本当に基準に合致するかどうかということを審議するというような審査会ではないと思います。そういう運用上の細則を定めるんですかね。定める時にはそういったことを注意していただいた方がいいのではないかと思います。

○総務課

はい。おっしゃるとおりこの提案審査には第 1 号として欠格事項に該当しないこととか、事務的な部分も含まれていまして、そういった部分は事務局で判断して、審査会に諮るのは専門的見地が必要な部分、加工の方法の基準適合性だとか、本人の権利・利益を保護するのに十分かどうか判断が難しい場合になってくると思います。条例案にはどの項目について諮問するという事までは規定していませんが、確かに今後その提案募集を行うことになったら、運用上の基準みたいなものは設けていきたいと考えております。

○座長

別途運用規程を定めることもあるだろうということですか。

○総務課

何とも言えないところがありますが、条例とか施行規則とかではなくて、もう少し運用基準とか要項とか、内部基準的なものになってくるかと思います。

○座長

まだ分かりませんよね。特になければ最後のその他について御説明をお願いいたします。

○総務課

これまでに御審議いただいた事項以外で、審議が必要と考えられる事項がありましたら、御意見いただければと思いますが、その参考といたしまして前回いただいた御質問について回答したいと思います。

資料4の内容と重複しておりますが、改正法に規定されている個人情報ファイルがどういったものなのか、なかなか理解が難しいという御意見がありましたので詳細に説明させていただきます。まず個人情報ファイルの定義といたしましては、法第60条第2項に規定されておまして、1番目に、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように、体系的に構成したものというものがあります。こちらは通常電算処理ファイルと呼ばれるものでして、電子計算機、要はパソコンのことですが、その中で管理されている名簿等で、通常エクセルファイル等で管理されていることが多いと思いますが、その中で、氏名とか生年月日といったものを検索すれば簡単に特定の個人にたどり着くことができるようになっていけば、これはすべて個人情報ファイルに該当します。例えばつくば市では、住民基本台帳や戸籍台帳、国民年金情報のファイル、介護保険情報の認定ファイル、予防接種台帳といった多数の個人情報ファイルがありますが、多数の情報が管理されていて、特定の個人が検索できるファイルは、全て国の定める個人情報ファイルの定義に該当してきます。続いて第2号で、前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したも

の、基本的には紙媒体で管理されている名簿等が該当しております。こちらが五十音順に並べられているとか、そういった規則性を持って並べられていて、特定の個人を探そうと思ったらすぐにたどり着けるもの、こちらも、個人情報ファイルに該当してきます。ただし、そういった体系的な管理がされていなくて個人情報バラバラになっていて、特定の個人にたどり着くことができなければ件数が多くてもそれは個人情報ファイルとはいえないということになっております。つくば市で保有しているものの例としては、除籍簿とか電算化される前の紙で管理されているものや、健康マラソン大会の受付簿といった純粋に紙で管理されているものになっております。先ほど説明した個人情報ファイルとは少しまた違った規定になっておりまして、それとは別に個人情報ファイル簿というものが法の第75条にあり、先ほど説明した個人情報ファイルで管理する人数が1,000人以上となる場合地方公共団体の機関は、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないと記載されております。こちらの参考として用意しておりますのが、参考資料Dになりまして、特別定額給付金対象世帯情報というものがありますが、このファイルの利用目的としては特別定額給付金事務に使用するため、個人情報ファイルの記録項目は、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害、施設入所等の情報、家庭状況、DVによる避難情報とありまして、要配慮個人情報が含まれる場合は、こういった※でそれが含まれていると明示されております。こういった情報を記録したファイル簿を、つくば市では平成27年度から整備しており、HP及び総務課の窓口で公開しています。このファイル簿が事務ごとに165件現在つくば市にはあります。

また、先ほど御説明しました匿名加工情報の提案は、このファイル簿単位で募集することになっておりまして、提案をしようと思った事業者がこのファイル簿を見て、事業に活用できそうだと思うたら提案をいただくといったような仕組みになる予定となっております。続きまして、審査会条例の規定について、

これも御質問への回答ですが、審査会条例第2条第2項に規定されています審査会が必要に応じて実施機関に意見を述べることができるという規定、こちらを存続させるかどうかという御質問がありました。これに関して、個人情報保護委員会が作成したQ&Aによると、改正法の制度下においても、審議会等が自発的に行う調査審議、又は意見陳述を妨げるものではないとされておりますので、改正法の施行後も、このまま残していく予定にさせていただければと思います。こちらに関しましては資料5に新旧対照表がございます。それから、先ほどいただいた質問とも重なる部分ですが、これまでつくば市が、個人情報保護条例の第8条第2項第4号専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、大学等の研究機関に提供してきた個人情報について、改正法の施行後も引き続き利用が可能かという、その御質問に対しまして一応その法令審査の中で、つくば市の法務課に確認しましたところ、改正法の施行前に既に提供した個人情報、これについては、改正後にそれが無効とするようなことは、法の遡及適用となり、法の原則からして、そういったことは通常考えられないので、これについて特段その経過措置を求めることまでは必要ないだろうというところでした。令和5年4月以降、改正法の施行後、新たに個人情報の提供を受ける場合は、改正法に基づいて改正法の施行前と変わらない状況で提供が可能であろうと考えられます。

また先ほど申し上げましたように条例改廃の参考といたしまして、この調査期間6月13日から6月27日の間に茨城県内の5市、中核市及び中核市の候補市に調査を行いました。その回答をまとめたものが、資料7になっておりまして各質問と回答の割合となります。つくば市としては、どのように対応する予定であるかというところについては赤枠で囲んで記載させていただいております。こちらも参考資料として、御参照いただければと思います。これまでに御審議いただきました1から3以外で、ほかに審議すべき事項があればお伺いしたいと思います。

○座長

多岐にわたっているようですが、どの項目でもよろしいので、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○川島委員

2点ありまして、1点は先ほど遡及適用のこと少しおっしゃっていましたが、学術目的のところでは私が前回申し上げたのはどういうことかという、結局現行の個人情報保護条例に基づいて、現行個人情報保護条例に基づく、目的外利用許可があった場合に、改正法になった途端に条例による既存の目的外利用を許容していたものが、現行法が施行された以降は、その効力がおそらくなくなるだろうと、時点的には以前に下した判断、例えば、典型的なのは災害時の要配慮要支援者名簿みたいなものですが、何か個人情報を共有してたとして、つくば市はそれをしていないので多分大丈夫ですが、そういったものがもし事前に目的外、本人の同意を得ずに第三者共有して欲しいというものを、この法改正の前にそれを許容してた場合には、おそらく法改正後、許容していたことが否定される可能性がある、それは回収しなくてはならないおそれがあるのではないのかなと私は思いました。それがなければ別に問題ないということが一つです。それから論点が戻ってしまうのですが、堀内委員がおっしゃった国籍の件については、先ほど間違った発言をしてしまって、別に国籍を条例要配慮個人情報の対象として定めるということは、別に特定の国についてどうこういうことではないので、例えば、市役所の帳簿の中にある人が外国籍であるということが何かにかかれたときに、条例要配慮個人情報が含まれてる情報、その文書が出てくるということだけですね。またもしそれが漏えいされた場合には、個人情報保護委員会に報告しなくてはならないということで、私自身考えてみたのですが、ほとんど実質的な作業負担は、増えないだろうと思っています。住所と名前があってその人は何人とか出てるわけで、多分一連の情報の中でもともと個人情報です。個人情報ファイルの中のある部分だけが、

国籍なわけです。それで何が生ずるかというのと、その文書が元々個人情報だったところに、実質的には、条例要配慮個人情報ということが加わるだけだと思います。ほとんど作業負担がないのであれば、国籍というものを、つくば市という特異性をベースとして、条例要配慮個人情報として規定するという考え方はあり得るなと思いました。なぜかというのと、つくば市という土地の人口構成は、外国人の人口比率が日本一高いというわけではないですが、国籍の数の多様性が、おそらく人口比で見ればきっと日本最高に近いです。渋谷区とかいろいろあるから、分らないですが、でもここの国籍多様性はすごいです。100数十ヶ国いて、つくば市にはほぼ全世界いると思います。そういう意味で国籍というものに対して、不当な差別的な見方に対する配慮を敏感にするという意味で条例にそれを規定するという事は、まだまだもう少し時間あると思うので、国籍というものについては、考える価値があるかなと思いました。それが、絶対必要だとかそういうものではなくて、つくば市が世界の明日が見える都市として、つくば市としていろんな世界の方々に対して住みやすいあまり不当な偏見を受けないという市としての配慮をしているというのは、LGBT配慮と一緒に、公務員住宅に、結婚してないけど、LGBTの方を世帯としてOKとするのかどうかみたいなそういう問題と一緒に、書くということについてはおそらくつくば市として政策、つくば市の姿勢を示す意味では、あり得るかなと思いました。条例要配慮個人情報にするかどうかは、書かなくてはいけないという問題ではないと思うのですが、つくば市の姿勢を示す意味もあるなと思いました。

○座長

この会議である程度方向性というのをまとめておきたいということで、簡単でもいいのですが、要点1、2、3それぞれについて、適当か概ね適当か不適当かを皆さんの御意見をまとめておきたいのですね。

○川島委員

私は要点1、2、3その他含めて適当であると思います。ただ、要点1についてさらにもし考える余地があるとすると、国籍については検討する余地があると思います。それは要点1についてですが、しかし不適切であるとか、異論を持っているわけではないです。要検討の余地があるなと思いました。

○座長

そのように受け取っておきます。その辺少しまだ私が理解できてないんです。国籍については、条例要配慮個人情報として、特には。

○川島委員

多分法律上は、不当な偏見をもたらす情報になり得るおそれはあると考えられます。

○総務課

確かに川島委員おっしゃるように検討の余地あると思っております。論点といいますか。国籍というところもありますが、もう一つは外国人であるという事実について、私が国際関係を担当している国際都市推進課というところに訪ねたんですけども、日本語が通じないとか、外国人であることの不便というのは結構あるのですが、国籍を理由とした相談っていうのはあまり寄せられていないというところで、そこは確かにただおっしゃるように今後ロシアとかの関係で、もしかするとそういったことも、懸念されるのではないかという話がありました。ところが難しいところで、国籍というのか、それとも外国人である事実なのかというのは、なかなか結論が難しいところかなと思っております。

○川島委員

難しいことなので、必ず条例要配慮個人情報に規定しなければならないものではないと思います。ただ、男性か女性かっていうのは個人情報として守秘されるのですが、なぜロシア人という事による偏見を助長するおそれを否定しないのかというのは検討の余地があると思います。

○座長

ではその点について、少し検討していただければと思います。

○総務課

承知しました。

○堀委員

今総務省が独自に規定する情報の例として挙げているものがあって、思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等があって、国籍というのは入っていないです。結局、差別が生じないように配慮を要する個人情報として、大抵の部分今言ったような国籍でカバーできるのは、人種とか民族とか、そういったところの差別をカバーできるかなと思っていて、国籍というのを新たに明言してしまうことによる問題もあると思うのです。つくば市が、国籍が差別の対象になりますという明言をするという、逆のアナウンスメント効果もあるかなと思っていて、あまりそこを明言するってことは非常に慎重でないといけないのかなと、私個人としては、思います。当然個人情報として保護されておりますし、そこをつくば市として明記するというのは、かなり突出した対応になるんですね。例示からも外れるような事項を定める事にもなるのでやはりこの人種、信条、社会的身分とかこういったことってというのは、多分我々、憲法であったりとか、いろいろところで目に馴染むが、国籍っていうところを、そこで、明確に持ってくるのは、少し慎重になった方がいいのかなとは思っています。入れるのであれば相当調査をした上で、これは間違いないといろんな角度から検討が必要になると思います。私個人としてはあえて入れる必要はないのではないかと思います。

○中田委員

座長がおっしゃってたさっきの要点1、2、3に関して全部相当だと思っておりますので、特に何かとあるわけではないです。ただやはり条例要配慮個人情報についての問題というのはいろいろ考えなければならぬだろうなというように思っています。また、今堀委員の方でお話されたことに私もほとんど同意して

まして、やはり国籍ってということ自体がその不当な差別や偏見その他不利益が発生に繋がる事項ですということ、つくば市で、わざわざそこを指定するというのも、どうなのかなというように、それが正しいのかというところは少し思うところなので、あまりそこには、わざわざ挙げなくてもいいのではないかなと思ってます。もともと要配慮個人情報の趣旨というのが、今言った差別とかに繋がるようなものの情報だということ、全国共通でルールを定めたというところだと思うのですが、だから例外的に、もしつくば市で何か少し特性に応じて、その他挙げるものがあるのであれば、では挙げましょうという。政令の方向性とか他の県の条例を見てみると、先ほど例示に上がりましたが生活保護の受給の関係とか、LGBTに関して、今後つくば市が何かこう独特の施策を行うというところで、もしつくば市が保有してる情報で、それらに関わるものがあるというところであればそれは、少し気を付けなくてはいけないのだろうなというところは留めておきたいなと思います。先ほどの一番初めに言いましたがそのスマートシティの関係では、別の立場からというか別のところで、またその考えているということなんで、そこで防げれば同じことだと思いますが、条例の方に入れる必要はないだろうということ、思ってます。

○座長

堀委員と大体同意見という事ですね。堀内委員何かございますか、全般にわたってでも要点4でも、その他でも。

○堀内委員

大体御説明いただいたのでよく分かりました。そして今の国籍ということについて差別がという観点から皆様おっしゃっていましたが、私は国籍にバラエティがあるというところに着眼すると、ある国籍の人がここにいるよとか、その国籍の人はこういう属性だよっていうのが、もうそれだけで個人をピンポイントで特定できるおそれがあるのではないかという観点も、もしかすると、つくば市の特性としては必要ではないかと思います。前回川島委員が、この情報

とこの情報を重ね合わせると、このカードでこの店で使ったのは自分だということが分かるとおっしゃった、それが、「この国籍のつくば市の人」というだけ分かってしまうことが多々あり得ると思います。要配慮個人情報とするかしないかが、それと関わるかどうか分かりませんが、実際問題どういっておそれが生じるかというところで、洗っていただければと思います。条例要配慮個人情報とする必要はきっとないだろうが、実際に運用するに当たって、個人が特定されて不利益を被るおそれがないように、そのところの御配慮はされたらいいと思います。もう一つ、先ほど御説明がありました学術利用の件ですが、令和5年4月以降も学術研究の規定があるので大丈夫です、という御説明を先ほどされたかと思いますが、その規定はどこにあるか教えてください。

○総務課

前回に個人情報保護法の条文をお配りしているかと思いますが、本日それをお持ちであればそちらの31ページにある69条のところで、「行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とありまして、また2項で「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は次の各号に該当すると認めるときは、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ただし書きとして、本人または第三者の権利利益を不当に害するおそれがある場合はその限りではありませんが、その例示されている第4号のところで、「前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とございまして実はこの条文の規定は、今のつくば市の個人情報保護条例にも、全く同じ規定があるんですが現在、その規定に基づいて大学などの研究機関に情報を提供しておりまして、改正法の施行後もこの条文を適用して提供することが可能であろうと考えているところです。

○堀内委員

とてもよく分かりました。私の方からは大体御提案のとおりで大丈夫でござ

います。賛成です。

○磯山委員

特にこれといったものはないのですが、国籍という形で、具体例として出されましたが、資料4の前の質問の中身を見ると結局つくばは相当多国籍、外国人の方が多いので、その外国人の方に対する差別なり何なりというのを、ないようなことを何か特殊なことを考えなくてはならないのではないかっていうような、提案というか、そういったものだったが、その一つとして国籍という事を出されたのかなと思います。国籍自体をここに入れなくてもいいという結論自体は、いいのではないかなと思います。それ以外に外国の方の差別を助長しないような特段の考慮が必要かどうかということは、そこまで議論が深まっていなかったところもあるでしょうから、これから、何かしらの形で検討いただければいいのかなと思います。

○座長

そうすると要点に沿っていきますと、条例要配慮個人情報規定しないことについては、皆さん適当であると考えているということですね。理由は、これまで出たように法律である程度まかなわれていることや、特につくば市において配慮を要する特有の個人情報は、ほぼないであろうということですね。あと、他の自治体も同様な取扱いをしているし、そういう大体理由が出ていたと思います。2番目についても、手数料についても適当であるということで、その理由としては、つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けたつくば市においては、匿名加工情報の活用が位置付けられていて、そういう活用が位置付けられているということから、特別につくば市の場合はその規定を条例に規定を設けましょうと、手数料については、本当にそれでいいのか、よく考えたほうがいいのかというような、右へならえで本当にいいのかという川島委員の意見も出ましたが、概ね国で定める手数料と同額でいいのではないかといい、特に反対はないような、そういう意見だったと思います。審査会の諮問に

についてもこの説明のとおり、皆さん適当であるということで匿名加工情報の提案審査にあたっては専門的知見に基づく意見が必要になる場合があるだろうということで、審査会への諮問ができるということの条文はやっぱり入れる、追加すべきではないのかという、追加することについては適当であるというような御意見だったように、理解できました。その他については後で事務局等にまとめたいと思いますが、特に異論はないというようなとらえ方でいいのかなと思います。もし間違っていたら指摘していただきたいと思います。この本審査会では、議論されてきたのかなど、簡単にまとめるとそんな形になるのではないかと思います。特に付け加えること等ありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

○各委員

(異議なし)

○座長

それでは御説明のとおりということで、適当であるという事で受け取りたいと思います。条例案についての審議は終了しましたので、この答申という方向に次の段階でいくと思いますが、審議はここで終了とします。この会議については進行を事務局にお返ししたいと思います。

4 今後の予定

○事務局

答申書については、本日の会議内容をもとに、会長と御相談しながら、事務局において答申案を作成し、それをたたき台としてもう一度審査会を開いて内容を審議いただければと思います。次回審査会については、パブリックコメントが9月に終了した後となる10月11日に開催する予定です。御多忙の中、恐縮ですが御協力をお願いいたします。

5 閉会

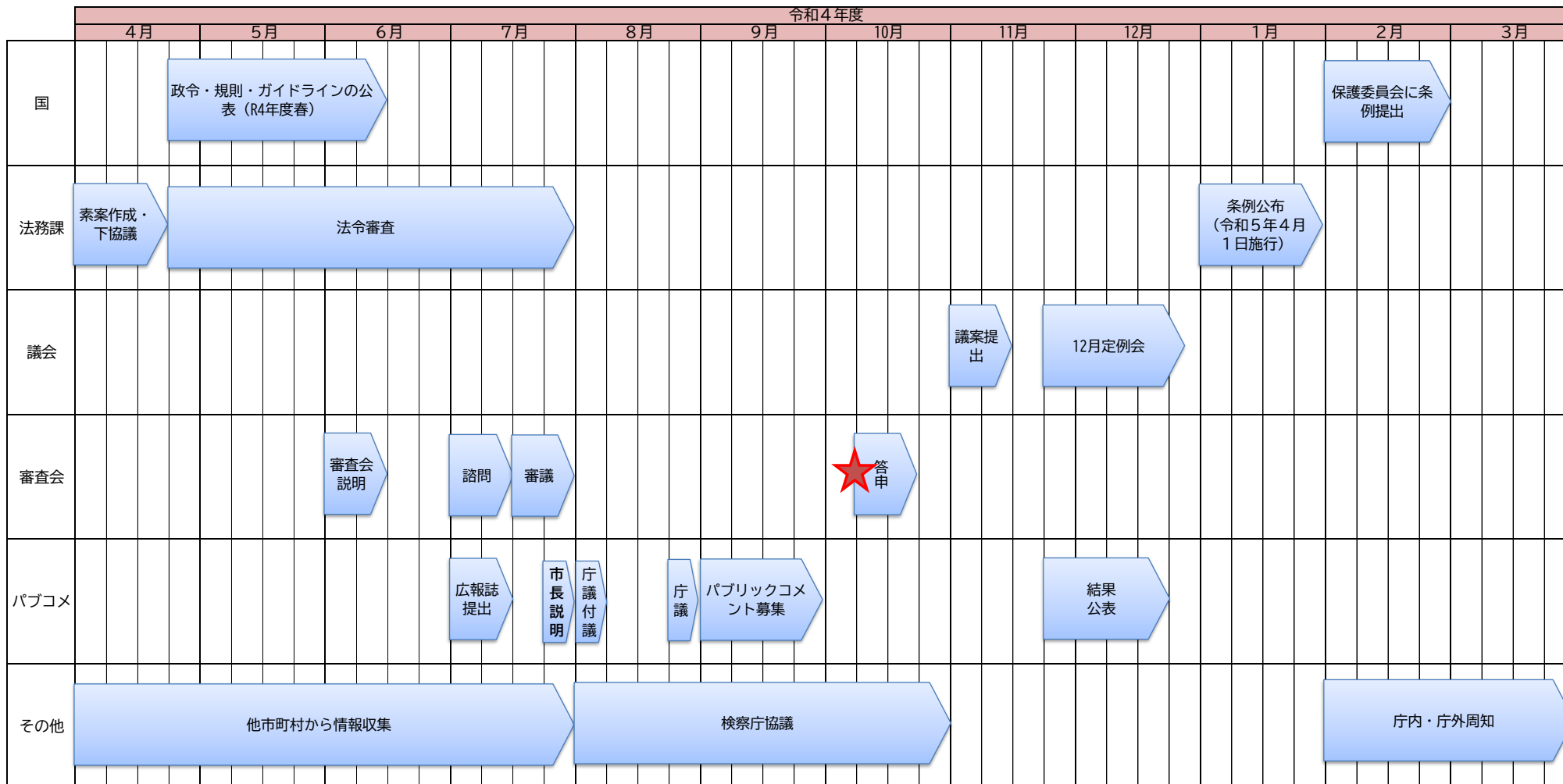
○事務局

本日は長時間にわたりまして御意見をいただきありがとうございました。今後も情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。それではこれもちまして令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

令和4年度 つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例制定スケジュール (R4.10.11時点)

資料4



つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の変更箇所

1 条例名

旧：つくば市個人情報保護法施行条例（案）

新：つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

法令審査を担当する総務部法務課より、正式な法律名を冠した方が適切であるとの指摘があったため、変更したものです。

2 実施機関の定義（第2条、第3条ほか）

旧：市の機関（議会を除く。以下同じ。）

新：実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに財産区をいう。以下同じ。）

個人情報保護委員会事務局より発出された令和4年6月7日付け事務連絡（参考資料A）により、個人情報保護法で規定する「地方公共団体」には「財産区」等の特別地方公共団体も含まれるため、保有個人情報の多寡に関わらず、施行条例の適用対象に含める必要があるとの見解が示されました。

つくば市には、昭和31年に設置された「作岡財産区」が存在していることから、当該財産区を施行条例の適用対象に追加したものです。また、財産区は特別公共団体として市と異なる法人格を有することから、「市の機関」に含めることは適切ではないと判断したため、市の機関に加えて財産区を含めた「実施機関」を新たに定義しました。

○作岡財産区について

財産区とは、地方自治法第294条第1項に基づいて設置される特別地方公共団体です。市町村合併等の配置分合が行われる場合などにおいて、市町村の一部が有している財産（山林、原野、ため池等）の管理及び処分等を行うための団体として、市町村とは別人格の法人である「財産区」を設置することが可能となっています。

作岡財産区に関しては、戦前、旧陸軍の西筑波飛行場として使用されていた用地の一部が、旧作岡村に払い下げられて村有地となった後、昭和31年の町村合併で筑波町が誕生するのを契機に、財産区として設置されたものです。設置後は、地方自治法第296条の2に規定する財産区管理会を設置し、土地の売却した収益を基に基金を設置し、公共施設の建設を補助するなどの活動

を行ってきました。現在は、保育所及び高齢者施設の用地として、つくば市に土地の無償貸付けを行っています。

なお、財産区は原則として固有の執行機関を持たず、その財産を管理する事務を執行するのは、財産区が設置されている市町村の長であるとされていることから、作岡財産区についてはつくば市長が執行機関となっており、具体的な事務については、現在、財務部財政課が担当しています。

3 つくば市情報公開条例の一部改正（附則第2項）

附則を新規に追加したものです。

施行条例第10条で行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定めていることから、将来的に匿名加工情報の提案募集を行う可能性が高いことを踏まえ、匿名加工情報及び当該情報を作成するために削除した個人情報に対する開示請求があった場合、それらの情報を不開示情報とする規定を追加するものです。匿名加工情報であっても、削除情報や加工方法との照合が行われれば、特定の個人が識別され、加工元の個人情報が復元される可能性があるため、識別行為を防止し、安全性を確保するために規定するものです。

本項の条文は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1の2号の規定と同様のもとなっております。また、施行条例と関連性の高い改正となるため、附則において別の条例を改正するという形式を取っています。（変更箇所は参考資料B参照）

4 その他（第10条第3項）

旧：法第114条第2項の規定により通知する手数料の納付方法

新：法第114条第2項 （法第118条第2項において準用する場合を含む。）
の規定により通知する手数料の納付方法

個人情報の保護に関する法律において行政機関等匿名加工情報の提案募集に関する準用規定があったことから、法律との整合を図るため変更します。

法第118条第2項において準用する場合とは、既に作成されている行政機関等匿名加工情報について事業提案を行う場合、又は既に締結されている行政機関等匿名加工情報の利用に関する事業内容を変更しようとする場合を指します。

事務連絡
令和4年6月7日

各都道府県個人情報保護担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市個人情報保護担当課

} 御中

個人情報保護委員会事務局
個人情報保護制度担当室

改正個人情報保護法の施行に向けた情報提供について

平素より当事務局の業務に御協力を賜りまして、御礼申し上げます。

既に御案内のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月12日成立、同月19日公布。）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われたところであり、地方公共団体の機関・地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和5年4月1日から施行される予定です。

これを踏まえて、当委員会事務局においては、各地方公共団体に対して下記のとおり情報提供します。なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人に対しても本件について周知していただくようお願いいたします。

記

1. 全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見に対する考え方について

当委員会事務局においては、昨年11月から12月にかけて全国の都道府県及び市区町村を対象として説明会を開催したところであり、その後、当該説明会の配布資料等について、各地方公共団体から御意見等をいただいたところです。

つきましては、いただいた御意見等に対して、現時点の当委員会事務局における考え方を取りまとめましたので、別添のとおり情報提供させていただくとともに、当該御意見等を踏まえて、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（「Ⅷ 資料編」を除く。）のWordファイルを提供させていただきます。考え方において引用している各資料については、以下のとおり公表しておりますので、ご参照ください。

・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_koutekibumon_guidelines.pdf

- ・ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa.pdf

2. 一部事務組合及び広域連合並びに財産区について

当委員会事務局において、一部事務組合及び広域連合並びに財産区について、条例を定める必要性やその方法に関するお問合せを多数いただいております。

この点、個人情報保護法で規定する「地方公共団体」には一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれるため、その執行機関は個人情報保護法第2条第11項に規定する「行政機関等」に該当します。したがって、個人情報保護法第5章等に定める規律の適用を受けることとなり、保有個人情報の多寡にかかわらず、必要な条例を整備することとなります。よって、少なくとも個人情報保護法によって条例に委任されている保有個人情報の開示請求に係る手数料の額（個人情報保護法第89条第2項）については、条例で定める必要があります。なお、条例を定める方法としては下記の方法が考えられますので、これも参考としつつ各地方公共団体においてご検討ください。

【一部事務組合・広域連合】

- 一部事務組合・広域連合において条例を制定する。
- ※ 制定する条例については、例えば、上記事項を個別に定める方法や構成する団体が制定した新法施行条例の規定を用いる方法（本則に「〇〇市〇〇条例の例による。」と規定）が考えられます。

【財産区】

- 所管する地方公共団体が制定する個人情報保護法施行条例の適用対象に含める。
- 所管する地方公共団体において、当該財産区を適用対象とした条例を個別に制定する。
（例：〇〇市財産区個人情報保護法施行条例）
- ※ 後者の場合、制定する条例については、例えば、上記事項を個別に定める方法や所管する地方公共団体における新法施行条例の規定を用いる方法（本則に「〇〇市〇〇条例の例による。」と規定）が考えられます。

3. 別添資料

- ・ 全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見に対する考え方
- ・ 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（「Ⅷ 資料編」を除く。）の Word ファイル

4. お問合せ先

下記のブロックごとに担当にお問い合わせください。なお、いずれも直通メールアドレス

は、< g.1genka.a2d@ppc.go.jp >で共通です。

北海道・東北ブロック（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

担当者： 石川、小林、古屋

直通電話番号： 03-6205-8924、03-6205-8960

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

担当者： 伊藤、佐藤、田中、坂本

直通電話番号： 03-6205-8387、03-6205-8876、03-6205-8879

中部・近畿ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）

担当者： 當舎、水谷、久保

直通電話番号： 03-6205-8966、03-6205-8973

中国・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

担当者： 門野、矢野、高柳

直通電話番号： 03-6205-8976、03-6205-8985

九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

担当者： 伊山、高橋、吉原

直通電話番号： 03-6205-8995、03-6205-8997

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p><u>(3)―(7)</u>（略）</p> <p>第6条—第12条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は<u>同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該</p>	<p>第1条—第4条（略） （行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)―(6)</u>（略）</p> <p>第6条—第12条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は<u>同条第2号ただし書</u>に規定する情報に該</p>

当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

第14条 (以下略)

当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

第14条 (以下略)

新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について

令和 4 年 4 月
全国市議会議長会

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条 (第11項第2号)

【施行予定は令和5年4月1日（地方公共団体の機関等）】

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

三・四 (略)

⇒ **地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。**

※ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

条例（例）作成の基本的考え方

条例（例）

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第51条）
- 第6章 罰則（第52条～第57条）
- 附則

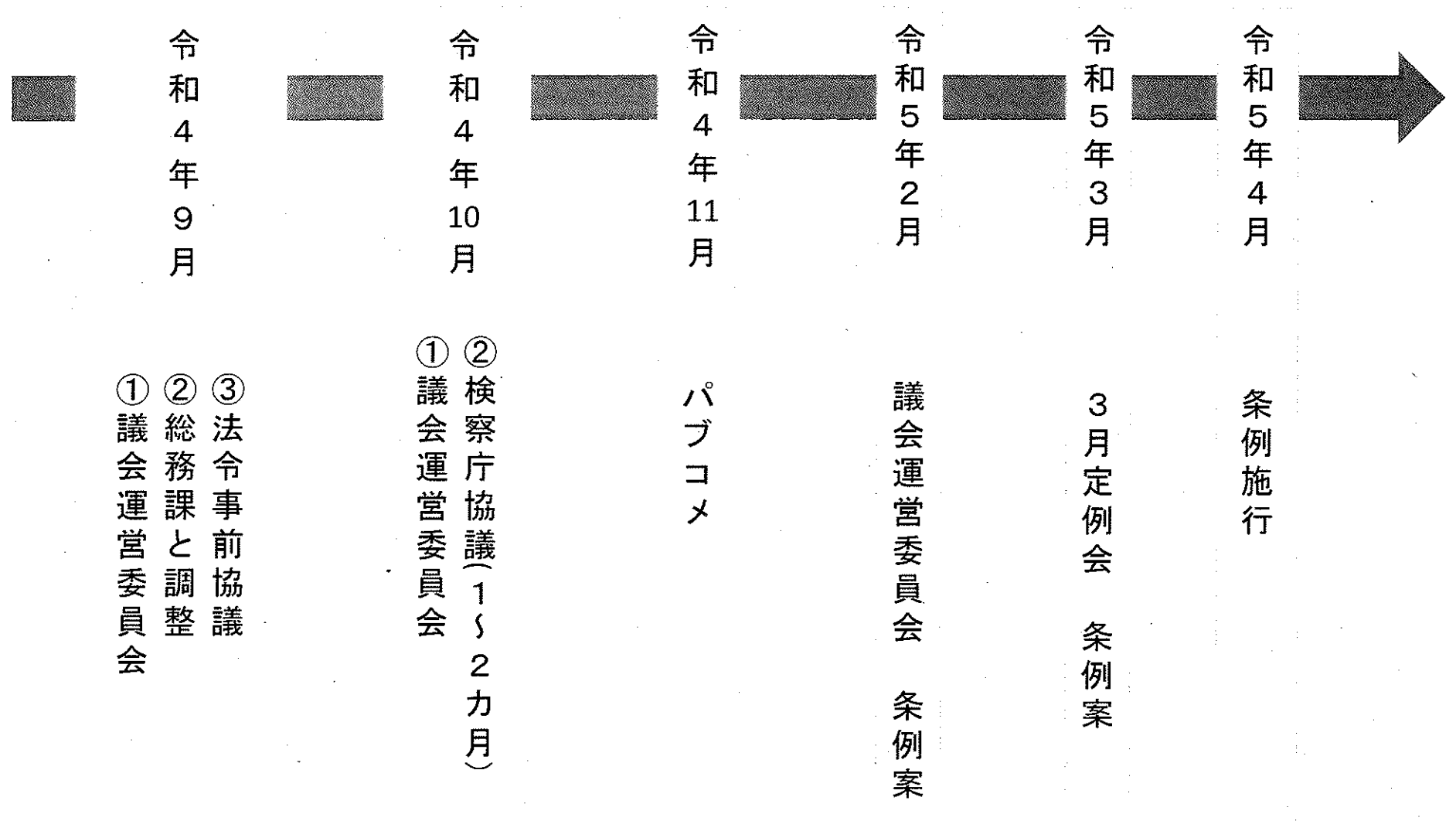


新個人情報保護法

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章～第四章（略）
- 第五章 行政機関等の義務等
 - 第一節 総則（第六十条）
 - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条）
 - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
 - 第四節 開示、訂正及び利用停止
 - 第一款 開示（第七十六条～第八十九条）
 - 第二款 訂正（第九十条～第九十七条）
 - 第三款 利用停止（第九十八条～百三条）
 - 第四款 審査請求（百四条～百七条）
 - 第五款（略）
 - 第五節（略）
 - 第六節 雑則（百二十四条～百二十九条）
- 第六章（略）
- 第七章 雑則（百七十一条～百七十五条）
- 第八章 罰則（百七十六条～百八十五条）
- 附則

- 条例（例）は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。
 - ⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。
条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行までのスケジュール



〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「改正後個人情報保護法」という。）等との対照表（一般市）

〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）案	改正後個人情報保護法
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第17条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第18条—第30条）</p> <p>第2節 訂正（第31条—第37条）</p> <p>第3節 利用停止（第38条—第43条）</p> <p>第4節 審査請求（第44条—第46条）</p> <p>第5章 雑則（第47条—第52条）</p> <p>第6章 罰則（第53条—第57条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章～第四章 略</p> <p>第五章 行政機関等の義務等</p> <p>第1節 総則（第六十条）</p> <p>第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）</p> <p>第3節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第4節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一款 開示（第七十六条—第八十九条）</p> <p>第二款 訂正（第九十条—第九十七条）</p> <p>第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）</p> <p>第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）</p> <p>第五款 （略）</p> <p>第五節 （略）</p> <p>第六節 雑則（第二百二十四条—第二百二十九条）</p> <p>第六章 （略）</p> <p>第七章 雑則（第一百七十一条—第一百七十五条）</p> <p>第八章 罰則（第一百七十六条—第一百八十五条）</p> <p>附則</p>

〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）案	改正後個人情報保護法
第1章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
<p>第1条 この<u>条例</u>は、<u>〇〇市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>	<p>第一条 この<u>法律</u>は、<u>デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>
(定義)	(定義)
<p>第2条 この<u>条例</u>において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>第二条 この<u>法律</u>において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>
<p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することが</p>	<p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することが</p>

できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
(2) 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの
2 この <u>条例</u> において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 <u>議長が定める</u> ものをいう。	2 この <u>法律</u> において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 <u>政令で定める</u> ものをいう。
(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
3 この <u>条例</u> において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして <u>議長が定める</u> 記述等が含まれる個人情報をいう。	3 この <u>法律</u> において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして <u>政令で定める</u> 記述等が含まれる個人情報をいう。
4 この <u>条例</u> において「保有個人情報」とは、 <u>議会の事務局の職員</u> （以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」とい	第六十条 この <u>章及び第八章</u> において「保有個人情報」とは、 <u>行政機関等の職員</u> （ <u>独立行政法人等及び地方独立行政法人</u> にあって

<p>う。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、<u>議会が保有しているものをいう。</u>ただし、<u>〇〇情報公開条例（〇〇年〇〇条例第〇号。以下「情報公開条例」という。）第〇〇条〇〇項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</u></p>	<p>は、その役員を含む。<u>以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。</u>ただし、<u>行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。</u></p>
<p>5 この<u>条例</u>において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p>	<p>第六十条 2 この<u>章</u>及び<u>第八章</u>において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p>
<p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p>	<p>一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p>

<p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>	<p>二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>
<p>6 この<u>条例</u>において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>4 この<u>法律</u>において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>
<p>7 この<u>条例</u>において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p>	<p>5 この<u>法律</u>において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p>
<p>(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>
<p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>
<p>8 この<u>条例</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p>	<p>6 この<u>法律</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p>
<p>(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元する</p>	<p>一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元するこ</p>

<p>ことのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</p>	<p>とことのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</p>
<p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</p>	<p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</p>
	<p>第六十条</p> <p><u>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p>
<p>9 この<u>条例</u>において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>7 この<u>法律</u>において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>
<p>10 この<u>条例</u>において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） 第二条</u></p> <p>8 この<u>法律</u>において「特定個人情報」とは、<u>個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。</u></p>

番号利用法**(情報提供等の記録)**

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 個人情報保護法第七十八条(個人情報保護法第二百二十三条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。)に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

<p>12 この<u>条例</u>において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>法</u>」という。）別表第1に掲げる法人をいう。</p>	<p>9 この<u>法律</u>において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p>
<p>13 この<u>条例</u>において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p>	<p>10 この<u>法律</u>において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</p>
<p>（議会の責務）</p>	<p>（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）</p>
<p>第3条 <u>議会</u>は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十二条 <u>地方公共団体</u>は、<u>その機関</u>が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第2章 個人情報等の取扱い</p>	<p>第五章 行政機関等の義務等</p>
<p>（個人情報の保有の制限等）</p>	<p>（個人情報の保有の制限等）</p>
<p>第4条 <u>議会</u>は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。<u>第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章</u>において同じ。）の規定により<u>その権限に属する事務</u>を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>	<p>第六十一条 <u>行政機関等</u>は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。<u>第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節</u>において同じ。）の定める<u>所掌事務又は業務</u>を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p>
<p>2 <u>議会</u>は、前項の規定により特定された<u>利用の目的</u>（以下「<u>利用目的</u>」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p>	<p>2 <u>行政機関等</u>は、前項の規定により特定された<u>利用目的</u>の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p>
<p>3 <u>議会</u>は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>	<p>3 <u>行政機関等</u>は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>

(利用目的の明示)	(利用目的の明示)
<p>第5条 <u>議会</u>は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>	<p>第六十二条 <u>行政機関等</u>は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>
<p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p>	<p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p>
<p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p>	<p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p>
<p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>
<p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>	<p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>
(不適正な利用の禁止)	(不適正な利用の禁止)
<p>第6条 <u>議会</u>は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>第六十三条 <u>行政機関の長</u>（<u>第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関</u>にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第一百七十四条において同じ。）、<u>地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人</u>（以下この章及び次章において「<u>行政機関の長等</u>」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>

<p>(適正な取得)</p>	<p>(適正な取得)</p>
<p>第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>
<p>(正確性の確保)</p>	<p>(正確性の確保)</p>
<p>第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p>第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>
<p>(安全管理措置)</p>	<p>(安全管理措置)</p>
<p>第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 前項の規定は、<u>議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</u></p>	<p>2 前項の規定は、<u>次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</u></p> <p>一 <u>行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</u></p> <p>二 <u>指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</u></p> <p>三 <u>第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</u></p> <p>四 <u>第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</u></p>

	<p>五 <u>前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</u></p>
<p>（従事者の義務）</p>	<p>（従事者の義務）</p>
<p>第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、<u>前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者</u>又は<u>議会</u>において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この<u>条及び第53条</u>において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>第六十七条 個人情報の取扱いに従事する<u>行政機関等</u>の職員若しくは職員であった者、<u>前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等</u>において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この<u>章及び第一百七十六条</u>において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>
<p>（漏えい等の通知）</p>	<p>（漏えい等の報告等）</p>
<p>第11条</p>	<p>第六十八条 <u>行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</u></p>
<p><u>議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しな</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>

<p>なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	
<p>(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p>	<p>一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p>
<p>(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>	<p>二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p>
<p>第12条 <u>議会</u>は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>第六十九条 <u>行政機関の長等</u>は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議会は、議長</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p>	<p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p>
<p>(2) <u>議会</u>が法令の規定により<u>その権限に属する事務</u>の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>二 <u>行政機関等</u>が法令の定める<u>所掌事務又は業務</u>の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>
<p>(3) <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会（人事委員会）、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法</u></p>	<p>三 <u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人</u>に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>

<p>人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	
<p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>	<p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>
<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p>
<p>4 <u>議長</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>議会</u>の内部における利用を<u>議会の事務局の特定の(課)</u>又は職員に限るものとする。</p>	<p>4 <u>行政機関の長等</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>行政機関等</u>の内部における利用を特定の<u>部局若しくは機関</u>又は職員に限るものとする。</p>
<p>5 <u>保有特定個人情報</u>に関しては、<u>第2項第2号から第4号まで及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>番号利用法（附則第五十四条改正後） 第三十条 <u>行政機関等（個人情報保護法第二百五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者（次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）</u>に関しては、<u>個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条</u>の規定は適用しないものとし、<u>個人情報保護法</u>の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ</p>

る個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

			<u>読み替えられる個人情報保護法の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第12条第1項</u>	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	<u>第六十九条第一項</u>	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的 (<u>独立行政法人等においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的</u>)
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
<u>第12条第2項</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	<u>第六十九条第二項</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
<u>第12条第2項第1号</u>	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又	<u>第六十九条第二項第一号</u>	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又

		は本人の同意を得ることが困難であるとき			は本人の同意を得ることが困難であるとき
<u>第30条</u>	<u>納めなければならない</u>	<u>納めなければならない</u> 。この場合において、 <u>議長が経済的困難</u> その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる		<u>第八十九条第三項</u>	<u>配慮しなければならない</u>
					<u>ない</u>
					<u>行政機関の長及び地方公共団体の機関</u> は、 <u>経済的困難</u> その他特別の理由があると認めるときは、 <u>政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除</u> することができる
<u>第38条第1項第1号</u>	又は <u>第12条第1項</u> 及び <u>第2項</u> の規定に違反して利用されているとき	<u>第12条第5項</u> の規定により読み替えて適用する <u>同条第1項</u> 及び <u>第2項</u> （第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、 <u>番号利用法第20条</u> の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は <u>番号利用法第29条</u> の規定に違反して作		<u>第九十八条第一項第一号</u>	又は <u>第六十九条第一項</u> 及び <u>第二項</u> の規定に違反して利用されているとき
					<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項</u> の規定により読み替えて適用する <u>第六十九条第一項</u> 及び <u>第二項</u> （第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、 <u>同法第二十条</u> の規定に違反して収集され、若

		成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
<u>第38条第1項第2号</u>	<u>第12条第1項及び第2項</u>	<u>番号利用法第19条</u>	<u>第九十八条</u> <u>第一項第二号</u>	<u>第六十九条第一項及び第二項</u> 又は <u>第七十条第一項</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条</u>
（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）			（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）		
<p>第13条 <u>議長</u>は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>			<p>第七十条 <u>行政機関の長等</u>は、利用目的のために又は前条第二項第3号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>		
			<p>（外国にある第三者への提供の制限）</p> <p>第七十一条 <u>行政機関の長等</u>は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に</p>		

関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)	(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)
<p>第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	(仮名加工情報の取扱いに係る義務)
<p>第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p>	<p>第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p>
<p>2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>
<p>4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の</p>	<p>4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による</p>

<p>送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p>	<p>よる信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p>
<p>5 前各項の規定は、<u>議会</u>に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	<p>5 前各項の規定は、<u>行政機関の長等</u>から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>
<p>（匿名加工情報の取扱いに係る義務）</p>	<p>（匿名加工情報の取扱いに係る義務）</p>
<p>第16条</p>	<p>第二百二十三条 <u>行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</u></p>
<p><u>議会</u>は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは<u>法</u>第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>2 <u>行政機関等</u>は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>

<p>2 <u>議会</u>は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして<u>議長</u>が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 <u>行政機関等</u>は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして<u>個人情報保護委員会規則</u>で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定は、<u>議会に係る</u>匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	<p>4 前二項の規定は、<u>行政機関等</u>から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>
<p><u>第3章</u> 個人情報ファイル</p>	<p>第三節 個人情報ファイル</p>
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>
<p>第17条 <u>議長</u>は、<u>その定めるところにより</u>、<u>議会</u>が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ<u>次に掲げる事項その他議長が定める事項</u>を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>第七十五条 <u>行政機関の長等</u>は、<u>政令</u>で定めるところにより、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u>が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ<u>前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項</u>を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>
<p>(1) 個人情報ファイルの名称</p>	<p>改正後個人情報保護法第七十四条 一 個人情報ファイルの名称</p>
<p>(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p>	<p>二 <u>当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</u></p>
<p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p>	<p>三 個人情報ファイルの利用目的</p>
<p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。<u>次項第1号</u>において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（<u>次項第2号</u>において「記録範囲」という。）</p>	<p>四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。<u>次項第九号</u>において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）</p>

<p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法</p>	<p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法</p>
<p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>
<p>(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p>	<p>七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p>
<p>(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p>	<p>九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p>
<p>(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p>	<p>十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p>
	<p>十一 その他政令で定める事項</p>
<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>	<p>第七十五条 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>
<p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>	<p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p>
	<p>改正後個人情報保護法第七十四条 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p>
	<p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p>
<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p>	<p>三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p>

<p>イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p>	<p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p>
	<p>五 <u>前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</u></p>
<p>ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p>	<p>六 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p>
<p>エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p>	<p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p>
<p>オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p>	<p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p>
<p>カ 本人の数が<u>議長が定める数</u>に満たない個人情報ファイル</p>	<p>九 本人の数が<u>政令で定める数</u>に満たない個人情報ファイル</p>
<p>キ <u>アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</u></p>	<p>十 <u>第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</u></p>
<p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	<p>第七十五条 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>
<p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>議長が定める個人情報ファイル</u></p>	<p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>政令で定める個人情報ファイル</u></p>

<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>
	<p>5 前各項の規定は、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人</u>が、<u>条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</u></p>
<p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p>	<p>第四節 開示、訂正及び利用停止</p>
<p>第1節 開示</p>	<p>第一款 開示</p>
<p>(開示請求権)</p>	<p>(開示請求権)</p>
<p>第18条 何人も、この<u>条例</u>の定めるところにより、<u>議長</u>に対し、<u>議会</u>の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>	<p>第七十六条 何人も、この<u>法律</u>の定めるところにより、<u>行政機関の長等</u>に対し、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u>の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>
<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>

(開示請求の手続)	(開示請求の手続)
<p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を<u>議長</u>に提出してしなければならない。</p>	<p>第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を<u>行政機関の長等</u>に提出してしなければならない</p>
<p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>	<p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>
<p>(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	<p>二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、<u>議長</u>が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、<u>政令</u>で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>議長</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>3 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の開示義務)</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p>
<p>第20条 <u>議長</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（<u>情報公開条例第〇〇条に規定する情報を除く。</u>）又は<u>情報公開条例第〇〇条に規定する情報</u>（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合</p>	<p>第七十八条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>

<p>を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	
<p>(1) 開示請求者（<u>第18条第2項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに<u>第27条第1項</u>において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>一 開示請求者（<u>第七十六条第二項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに<u>第八十六条第一項</u>において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>
<p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>
<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>
<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の<u>役員及び職員</u>を除く。）、独立行政法人等の<u>役員及び職員</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p>	<p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方</p>

<p>並びに<u>地方独立行政法人の役員及び職員をいう。</u>)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>
<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>
<p>イ <u>議会</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>ロ <u>行政機関等</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
	<p>四 <u>行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p>
	<p>五 <u>行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することによ</u></p>

	<p><u>り、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p>
<p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
	<p><u>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p>
<p>ア <u>議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）</u>をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>ロ <u>独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p>
<p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は</p>	<p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は</p>

<p>違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>
<p>ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>	<p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>
<p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p>	<p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p>
<p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p>
<p>カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
	<p>2 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</u></p>
<p>(部分開示)</p>	<p>(部分開示)</p>
<p>第21条 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p>	<p>第七十九条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p>

<p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する</p>
<p>（裁量的開示）</p>	<p>（裁量的開示）</p>
<p>第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	<p>第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>
<p>（保有個人情報の存否に関する情報）</p>	<p>（保有個人情報の存否に関する情報）</p>
<p>第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>
<p>（開示請求に対する措置）</p>	<p>（開示請求に対する措置）</p>
<p>第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第5条第2号又は第3号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>	<p>第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第六十二条第二号又は第三号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>

<p>2 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（開示決定等の期限）</p>	<p>（開示決定等の期限）</p>
<p>第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行ななければならない。ただし、<u>第19条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内に行ななければならない。ただし、<u>第七十七条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（開示決定等の期限の特例）</p>	<p>（開示決定等の期限の特例）</p>
<p>第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>議長</u>は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	<p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p>
<p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>
<p><u>2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p>	
	<p>(事案の移送)</p>
	<p><u>第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</u></p>
	<p><u>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</u></p>
	<p><u>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</u></p>

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
<p>第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第45条第2項第3号</u>及び<u>第46条</u>において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、<u>議長</u>は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、<u>議長</u>が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他<u>議長</u>が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第一百五条第二項第三号</u>及び<u>第一百七条第一項</u>において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、<u>行政機関の長等</u>は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、<u>政令</u>で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他<u>政令</u>で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>
<p>2 <u>議長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第24条第1項の決定</u>（以下この章において「<u>開示決定</u>」という。）に先立ち、当該第三者に対し、<u>議長</u>が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他<u>議長</u>が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、<u>政令</u>で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他<u>政令</u>で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第20条第2号イ</u>又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	<p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第七十八条第一項第二号ロ</u>又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>
<p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第22条</u>の規定により開示しようとするとき。</p>	<p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第八十条</u>の規定により開示しようとするとき。</p>
<p>3 <u>議長</u>は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決</p>	<p>3 <u>行政機関の長等</u>は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき</p>

<p>定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、<u>議長</u>は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第45条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第百五条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（開示の実施）</p>	<p>（開示の実施）</p>
<p>第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>議長</u>が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>議長</u>は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>行政機関等</u>が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>行政機関の長等</u>は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>
<p>2 <u>議長</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関等</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>議長</u>が定めるところにより、<u>議長</u>に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>	<p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>政令</u>で定めるところにより、当該開示決定をした<u>行政機関の長等</u>に対し、その求める開示の実施の方法<u>その他の政令で定める事項</u>を申し出なければならない。</p>
<p>4 前項の規定による申出は、<u>第24条第1項</u>に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>4 前項の規定による申出は、<u>第八十二条第一項</u>に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>

<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p>	<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p>
<p>第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>
<p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>(開示請求の手数料)</p>	<p>(手数料)</p>
<p>第30条 議長に対し開示請求をする者は、<u>手数料として開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件当たり〇〇円を納めなければならない。</u></p>	<p>第八十九条</p> <p>2 <u>地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 <u>前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</u></p> <p>個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド [令和3年11月時点 暫定版]）</p> <p>(開示請求に係る手数料)</p>

	<p>第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。</p>
<p>第2節 訂正</p>	<p>第二款 訂正</p>
<p>(訂正請求権)</p>	<p>(訂正請求権)</p>
<p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第38条第1項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、<u>議長</u>に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第九十八条第一項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、<u>当該保有個人情報を保有する行政機関の長等</u>に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p>	<p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p>
<p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第29条第1項</u>の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>	<p>二 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第八十八条第一項</u>の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び<u>第48条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び<u>第二百二十七条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>
<p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>	<p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>
<p>(訂正請求の手續)</p>	<p>(訂正請求の手續)</p>
<p>第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を<u>議長</u>に提出してしなければならない。</p>	<p>第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を<u>行政機関の長等</u>に提出してなければならない。</p>

<p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>	<p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>
<p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	<p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p>
<p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p>	<p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p>
<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、<u>議長が定めるところにより</u>、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、<u>政令で定めるところにより</u>、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>議長</u>は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>3 <u>行政機関の長等</u>は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>（保有個人情報の訂正義務）</p>	<p>（保有個人情報の訂正義務）</p>
<p>第33条 <u>議長</u>は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>第九十二条 <u>行政機関の長等</u>は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>
<p>（訂正請求に対する措置）</p>	<p>（訂正請求に対する措置）</p>
<p>第34条 <u>議長</u>は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第九十三条 <u>行政機関の長等</u>は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>2 <u>議長</u>は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>

<p>(訂正決定等の期限)</p>	<p>(訂正決定等の期限)</p>
<p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第32条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第九十四条 前条各項の決定（以下<u>この節</u>において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、<u>第九十一条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>議長</u>は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(訂正決定等の期限の特例)</p>	<p>(訂正決定等の期限の特例)</p>
<p>第36条 <u>議長</u>は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、<u>議長</u>は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第九十五条 <u>行政機関の長等</u>は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	<p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p>
<p>(2) 訂正決定等をする期限</p>	<p>二 訂正決定等をする期限</p>
<p>2 <u>前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p>	

	(事案の移送)
	第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)
第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止	第三款 利用停止
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
<p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、<u>議長</u>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する<u>行政機関の長等</u>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>
<p>(1) <u>第4条第2項</u>の規定に違反して保有されているとき、<u>第6条</u>の規定に違反して取り扱われているとき、<u>第7条</u>の規定に違反して取得されたものであるとき、又は<u>第12条第1項及び第2項</u>の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>一 <u>第六十一条第二項</u>の規定に違反して保有されているとき、<u>第六十三条</u>の規定に違反して取り扱われているとき、<u>第六十四条</u>の規定に違反して取得されたものであるとき、又は<u>第六十九条第一項及び第二項</u>の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>
<p>(2) <u>第12条第1項及び第2項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>二 <u>第六十九条第一項及び第二項</u>又は<u>第七十一条第一項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び<u>第48条</u>において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び<u>第百二十七条</u>において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>
<p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>	<p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>
(利用停止請求の手續)	(利用停止請求の手續)
<p>第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を<u>議長</u>に提出してしなければならない。</p>	<p>第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を<u>行政機関の長等</u>に提出してしなければならない。</p>

<p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>	<p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>
<p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	<p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p>
<p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p>	<p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p>
<p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、<u>議長</u>が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、<u>政令</u>で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>議長</u>は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>3 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p>	<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p>
<p>第40条 <u>議長</u>は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、<u>議会</u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>第百条 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>

(利用停止請求に対する措置)	(利用停止請求に対する措置)
<p>第41条 <u>議長</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第百一条 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>2 <u>議長</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
(利用停止決定等の期限)	(利用停止決定等の期限)
<p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第39条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、<u>第九十九条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>議長</u>は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等の期限の特例)
<p>第43条 <u>議長</u>は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、<u>議長</u>は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第百三条 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 利用停止決定等をする期限	二 利用停止決定等をする期限
2 <u>前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u>	
第4節 審査請求	第四款 審査請求
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)
第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u>	第百六条 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。</u>
(審査会への諮問)	(審査会への諮問)
第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、 <u>議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u>	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、 <u>当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</u>
(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合	一 審査請求が不適法であり、却下する場合

<p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	<p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>
<p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p>	<p>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p>
<p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p>	<p>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p>
<p>2 前項の規定により諮問した<u>場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の規定により諮問をした<u>行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p>
<p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び<u>次条第2号</u>において同じ。）</p>	<p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び<u>第一百七条第一項第二号</u>において同じ。）</p>
<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>
	<p>3 前二項の規定は、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。</u></p>

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)
第46条 <u>第27条第3項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	第百七条 <u>第八十六条第三項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
	2 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</u>
第5章 雑則	第六節 雑則
(適用除外)	(適用除外等)
	第二百二十四条 <u>第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</u>

<p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章（第4節を除く。）</u>の規定の適用については、<u>議会</u>に保有されていないものとみなす。</p>	<p>2 保有個人情報（<u>行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例</u>に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第四節（第四款を除く。）</u>の規定の適用については、<u>行政機関等</u>に保有されていないものとみなす。</p>
<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p>	<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p>
<p>第48条 <u>議長</u>は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二百二十七条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は<u>第一百十二条第一項若しくは第一百八条第一項</u>の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報</u>の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）</p>	<p>（<u>行政機関等</u>における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）</p>
<p>第49条 <u>議長</u>は、<u>議会</u>における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>第二百二十八条 <u>行政機関の長等</u>は、<u>行政機関等</u>における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>
<p>（<u>審議会</u>への諮問）</p>	<p>（<u>地方公共団体に置く審議会等</u>への諮問）</p>
<p>第50条 <u>議長</u>は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき</p>	<p>第二百二十九条 <u>地方公共団体の機関</u>は、<u>条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見</u></p>

<p>は、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審議会に諮問することができる。</p>	<p>を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>審議会その他の合議制の機関</u>に諮問することができる。</p>
<p>（施行の状況の公表）</p>	<p>（施行の状況の公表）</p>
<p>第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p>
<p>（委任）</p>	<p>2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>
<p>第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	
<p>第6章 罰則</p>	<p>第八章 罰則</p>
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、<u>第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第百七十六条 <u>行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>第54条 <u>前条</u>に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百八十条 <u>第百七十六条</u>に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百八十一条 <u>行政機関等の職員</u>がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第56条 <u>前3条の規定は、市の区域外</u>においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>第百八十三条 <u>第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外</u>においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>
<p>第57条 偽りその他不正の手段により、<u>第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>第百八十五条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者</u> 二 <u>第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> 三 <u>偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者</u>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	
<p>(経過措置)</p>	
<p>2</p>	
<p>3</p>	

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年 月 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第 号

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第18条—第30条）

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、つくば市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開

示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事

態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利

益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定

		に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために、又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを

求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条

第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め

るときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否

かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足り

る。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合におい

て、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、開示請求者が保有特定個人情報（議会局の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、議会局の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、議長が定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定を

し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当す

ると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求

をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行おうとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第50条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第9条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又

は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。